

第1章 第六次てだこ高齢者プランについて

1 計画策定の背景と目的

全国的に高齢化が進み、我が国の65歳以上の人口（令和2（2020）年9月15日現在推計「人口推計」総務省）は3,617万人で、総人口に占める割合は28.7%と過去最高となっています。そして我が国の平均寿命は世界的にも例のない最高水準となり、今後も、高齢者の割合は増加し続けることが予測されています。

平成12（2000）年度からスタートした介護保険制度は20年が経過し、老後の安定した生活を社会全体で支え合う制度として浸透してきました。団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に確保される地域包括ケアシステムの構築を全国的に進めています。

さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、介護ニーズが高まる85歳以上の人口も急速に増加し、高齢者単身世帯、認知症の方の増加も見込まれ、何らかの支援が必要な高齢者を地域や社会で助け合う取り組みの強化が急務となっています。

浦添市は、令和2（2020）年9月末日現在、高齢者の割合が19.9%と県平均の高齢化率に比べ低い値となっています。しかし、本市の高齢化率は増加傾向にある一方、高齢者を支える年代の人口増加の動きは鈍化しており、今後ともこの傾向は継続していく見通しとなっています。高齢化率が3割を超える地域もあり、地域単位での高齢化に対応する取り組みが必要です。

平成29（2017）年度に策定した第五次てだこ高齢者プランでは、「介護予防と重度化防止の充実」、「地域包括ケアシステムの基盤強化」を重点施策として位置づけ、取り組みを進めてきました。地域包括ケアシステムについては、令和7（2025）年までに構築することとされており、その直前となる第8期介護保険事業計画は、地域包括ケアシステムの構築・推進に関してその取り組みが重要となってきます。

また、多発する災害や今後も続く予測されている感染症への対応等、私たちの生活様式は大きく変化しています。こうした変化に対応できるよう、新しい視点や考え方を加えた計画策定が必要とされています。そして、平成27（2015）年、国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さないことを目指し、先進国や途上国が一丸となって持続可能でより良い世界をつくるべき目標が示されています。本市の高齢者福祉施策においてもSDGsの視点を持って、課題に対応していくことが求められています。

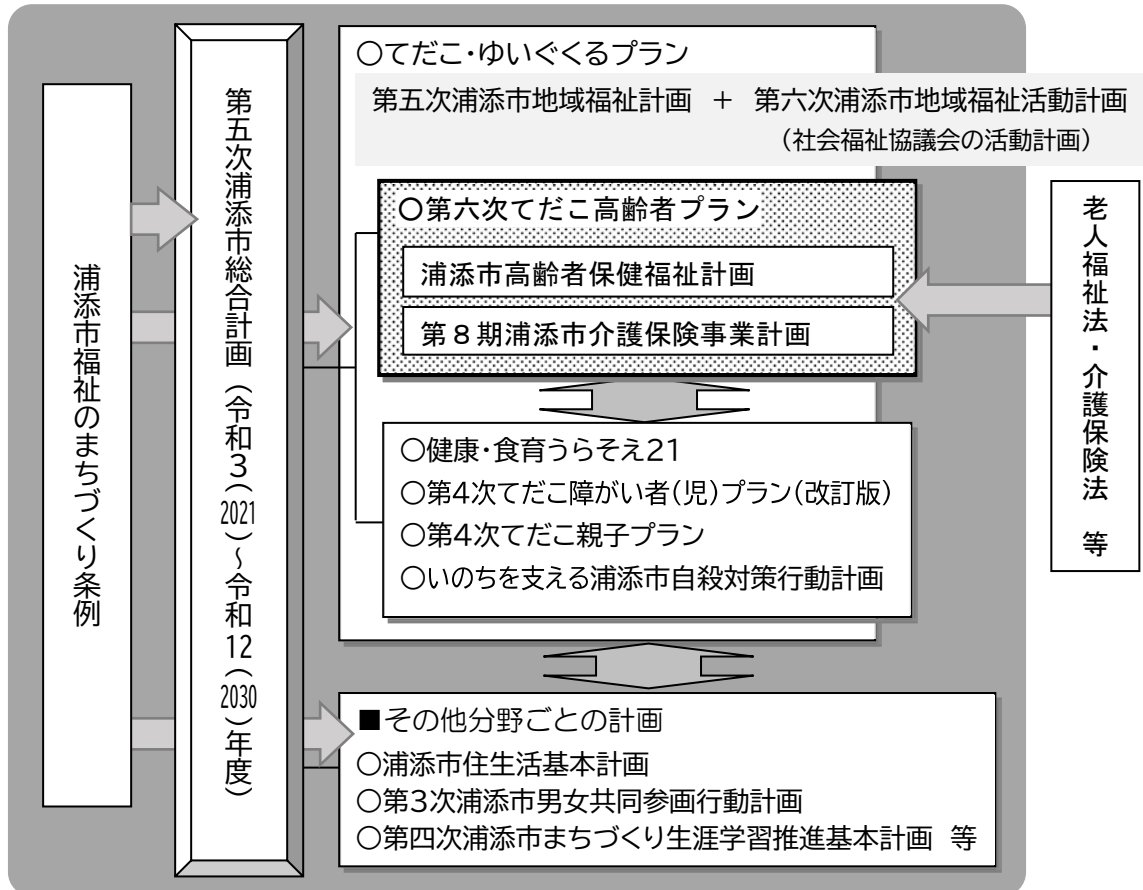
第五次てだこ高齢者プランの取り組みを継承しつつ、日常生活で生じる様々なできごとを「我が事」として捉え、地域で丸ごと受け止め行動する地域共生社会を目指し、すべての高齢者が安心して生活できる地域とするため、『第六次てだこ高齢者プラン（浦添市高齢者保健福祉計画・第8期浦添市介護保険事業計画）』を策定し、将来を見据えながら高齢者福祉施策を推進します。

2 法令等の根拠と第六次てだこ高齢者プランの位置づけ ☆

本計画は「老人福祉法(第 20 条の8)」及び「介護保険法(第 117 条)」に基づく市町村計画として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定します。

本市のまちづくりの最上位計画である「第五次浦添市総合計画」に即して策定されるとともに、「てだこ・ゆいぐるプラン(第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画)」等の諸計画との整合性を勘案して策定します。

■ 第六次てだこ高齢者プランの位置づけ



参考 根拠法令

老人福祉法 (市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法 (市町村介護保険事業計画)

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3 第六次てだこ高齢者プランとSDGs(持続可能な開発目標)の一体的推進

(1) SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの国際社会共通の目標です。

先進国も途上国も、企業や個人など、みんなが協力し、持続可能でより良い世界をつくろうと17の共通の目標(ゴール)から構成されています。

地球上の「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指し、人種、ジェンダー等、多様性を受け入れることが重視され、経済、気候変動、まちづくりなどの広範囲にわたる諸問題に総合的に取り組むこととしています。国も地方自治体に対し、SDGsへ積極的に取り組むよう求めています。

(2) 本計画とSDGsの一体的推進

本市は、第五次浦添市総合計画において施策分野ごとの一体的推進を掲げ、持続可能な地域社会づくりに取り組むこととしています。

本計画の高齢者福祉施策と介護保険事業の取り組みについても、SDGsの視点を持ち一体的に推進していくことで、次の5つの目標につながるものと考えます。

■ 本計画と関連が深い目標

目標3 すべての人に健康と福祉を		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標10 人や国の不平等をなくそう		国内及び各国家間の不平等を是正する
目標11 住み続けられるまちづくりを		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標16 平和と公正をすべての人に		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4 計画期間 ☆

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標年度とする3年間の計画です。

なお、計画期間は3年間ですが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳に到達する令和22（2040）年を見据え、中長期的な視野に立ち、計画を推進していくものとします。

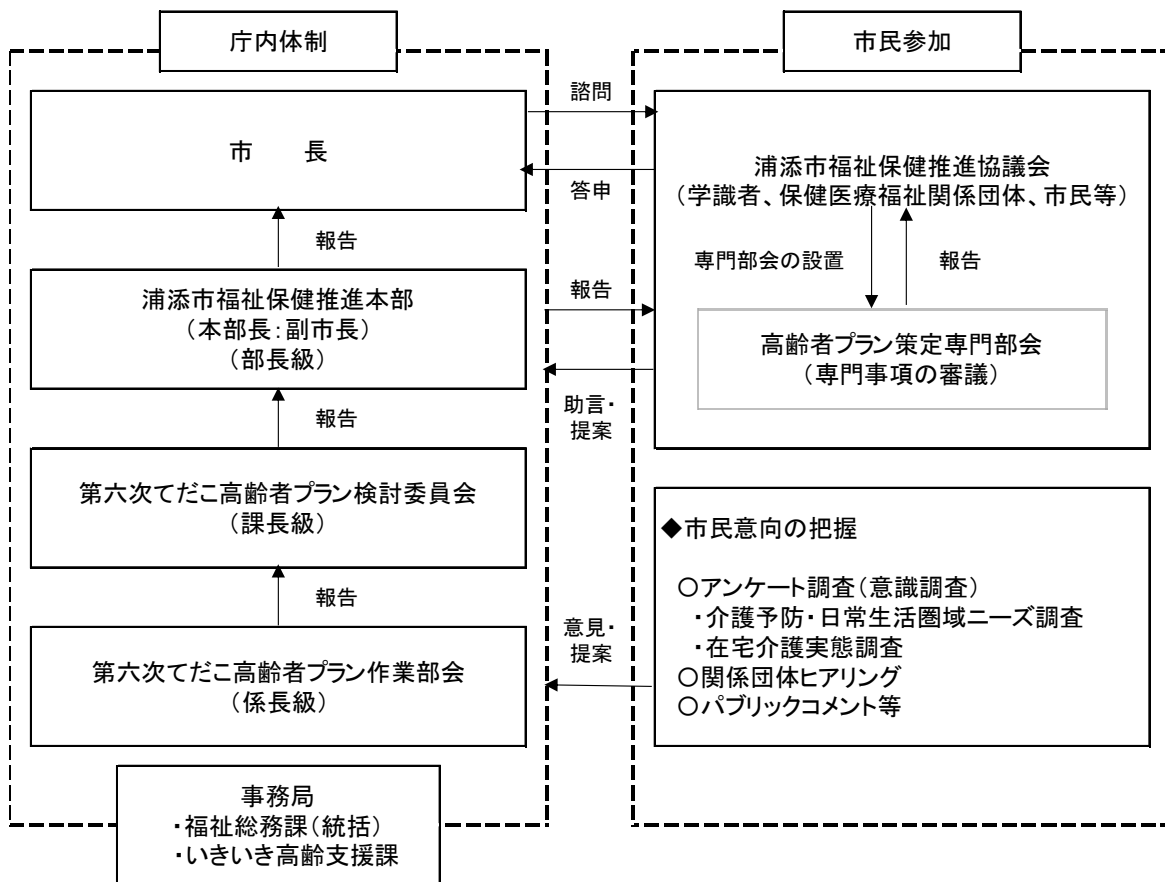
5 計画策定の体制等 ☆

（1）高齢者プラン策定専門部会等の設置

第六次でだこ高齢者プランの策定にあたっては、学識者、関係団体、市民等で構成される「浦添市福祉保健推進協議会」のもとに「第六次でだこ高齢者プラン策定専門部会」を設置し、検討を行いました。

また、行政内においても事務局を中心に、関係課及び関係機関との調整を図りながら計画策定を進めました。

■ 計画策定体制



(2) ニーズ調査等の実施

高齢者の生活実態や健康状態、社会参加状況を把握し、今後の高齢者福祉施策の検討や充実に資するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために厚生労働省により導入された情報システムで、介護や医療関係の情報や課題解決のための取り組み事例などを提供するものです。要介護認定率や一人当たりの介護費用など介護保険に関する情報やデータ等が一元化され、介護保険サービスの利用等に関して他地域との比較分析を行いながら本市の特徴を踏まえ、さらにシステムを活用し、介護保険サービスの見込み量等の将来推計を行いました。

(4) ヒアリングの実施

地域のケアシステムや高齢者を取り巻く状況を把握し、日常生活圏域における地域包括ケアシステムの一層の充実に向けて必要な取り組みを検討するため、地域包括支援センター、総合的な相談・支援及びコミュニティづくり等に取り組む社会福祉協議会（CSW（コミュニティソーシャルワーカー））に協力をいただき、ヒアリングを実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の案について、市民から幅広い意見を聴取するために、ホームページなどで公表し、パブリックコメントを実施しました。



